

所得税・市民税・県民税

申告
期間

2月8日(木)～3月15日(金)

土曜・日曜、
祝日を除く

市・県民税申告受付日程 【問】市民税課（本庁2階） ☎24-2113

受付の日時を下記のとおり指定しましたので、できる限り指定された日に申告するようお願いいたします。やむを得ず指定された日に申告できない人は、期間中にいずれかの会場にお越しください。

なお、申告期間中は市民税課窓口での申告は受け付けることができませんので、注意してください。

※午前11時30分から午後0時30分は会場を閉鎖します。会場内には入れませんので、受付時間までにお越しください。



大字単位（甲、乙、丙は町名表記）

| 地区 | 会場 | 2月 | 午前の部（午前9時～11時） | 午後の部（午後1時～3時30分） |
|----|----------------|--------|------------------------|------------------|
| 関城 | ペアーノ 会議室 | 8日(木) | 関本肥土・関本上中・関本中・上野・江 | 関本分中・関本上・船玉 |
| | | 9日(金) | 関本下・板橋・舟生・犬塚・関館 | 井上・梶内・木戸 |
| | | 13日(火) | 藤ヶ谷・花田・花橋 | 辻・黒子・西保末・稲荷 |
| 明野 | 明野公民館 講座室 | 15日(木) | 海老ヶ島・有田・中根・倉持 | 松原・田宿・新井新田・山王堂 |
| | | 16日(金) | 猫島・宮山・宮後・押尾・上西郷谷 | 中上野・寺上野・向上野 |
| | | 19日(月) | 海老江・鷲島・谷原・成井・高津 | 赤浜・東石田・東保末・築地 |
| | | 20日(火) | 村田・吉田・竹垣 | 下川中子・古内・大林・内淀・鍋山 |
| 協和 | 協和公民館 総合ホール | 22日(木) | 井出蛭沢・向川澄 | 横塚・蓮沼 |
| | | 26日(月) | 小栗1～2999番地まで | 小栗3000番地以上・蓬田 |
| | | 27日(火) | 門井1～1699番地まで・久地楽・古郡・三郷 | 門井1700番地以上・新治 |
| | | 28日(水) | 細田・柳・八幡・下星谷・谷永島・知行・清水 | 上星谷・下郷谷・大島・桑山 |

| 地区 | 会場 | 2月・3月 | 午前の部（午前9時～11時） | 午後の部（午後1時～3時30分） |
|----|------------------|--------|--|--|
| 下館 | スピカビル地下1階多目的スペース | 29日(木) | 菅谷・外塚・西谷貝・岡芹・岡芹一丁目・谷中・西大島 | 岡芹二丁目・石原田・栗島・笹塚 |
| | | 1日(金) | 下平塚・神分・布川 | 飯島・伊讚美 |
| | | 4日(月) | 小川・伊佐山 | 下川島・女方 |
| | | 5日(火) | 市野辺・稲野辺・直井・高島 | 金丸・横島・川澄・小林 |
| | | 6日(水) | 成田・塚原・下中山・蕨・上川中子・深見 | 島・大塚・川連・徳持・茂田 |
| | | 7日(木) | 五所宮・子思儀・小埜・山崎・上平塚・西山田 | 森添島・灰塚・掉ヶ島・大谷・下江連 |
| | | 8日(金) | 泉・石塔・柴山・谷部・樋口・林 | 筑瀬・口戸・中館・八丁台・折本 |
| | | 11日(月) | 八田・下高田・蒔田・国府田・上中山・野 | 羽方・大関・奥田・落合 |
| | | 12日(火) | 玉戸1～1299番地まで・西方 | 玉戸1300番地以上 |
| | | 13日(水) | 幸町・二木成 | 一本松・野殿・下野殿 |
| | | 14日(木) | 下岡崎・榎生・野田・西石田 | 西榎生・東榎生・嘉家佐和・旭ヶ丘 |
| | | 15日(金) | 旭町・稲荷町・大町・春日町・金井町・桜町・十軒町・末広町・鷹場町・田町・本城町・みどり町 | 東町・荒町・泉町・栄町・新花町・田中町・西町・根岸町・富士見町・南町・薬師町 |

■ 以下に該当する人は、市が設置する会場ではお受けできませんので、税務署で申告してください。

- 土地又は建物を譲渡した人（収用以外）
- 外国株式などがあり、外国税額控除を受ける人
- 住宅ローン控除の初年度（1年目）を受ける人
- 青色申告、損失申告、消費税又は贈与税を申告する人
- 株式などの譲渡、先物取引又は仮想通貨を申告する人
- 地震・水害・台風などに係る雑損控除を受ける人
- 令和6年度（令和5年分）以外の所得税を申告する人
- 消費税に該当する事業所得がある人

■ 税務署での申告方法については、直接問い合わせてください。

下館税務署では、スマホ申告を推進しています。申告方法など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。【問】下館税務署 ☎24-2121

